

補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて

環境会発第 120809001 号

平成 24 年 8 月 9 日

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛
改正 令和 6 年 1 月 25 日付け環境会発第 24012510 号

環境省の補助事業における消費税仕入税額控除の取扱いについては、「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて（平成 24 年 8 月 9 日付け環境会発第 120809001 号）」に基づき、各補助事業の交付要綱等において、その取扱いを定めているところです。

今般、当該消費税等相当額の取扱いについての運用を別添のとおり定めることとしたので、対象となる補助事業者等への周知徹底をいただきますようお願いいたします。

別添 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて

補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて

1. 背景

環境省の補助事業における消費税仕入税額控除の取扱いについては、「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて（平成 24 年 8 月 9 日付け環境会発第 120809001 号）」に基づき、各補助事業の交付要綱等において、その取扱いについて定めているところ。

各補助事業の交付要綱等において、補助金に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）に係る仕入控除税額を減額して交付申請をしなければならない旨を定めているものの、交付申請時には仕入控除税額が明らかでない場合があることから、申請時に仕入控除税額が明らかでないものについては減額せずに交付申請をおこなうことができるとした上で、補助事業終了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、遅滞なく環境大臣に報告することとし、当該消費税仕入控除税額の返還手続きを行っている。

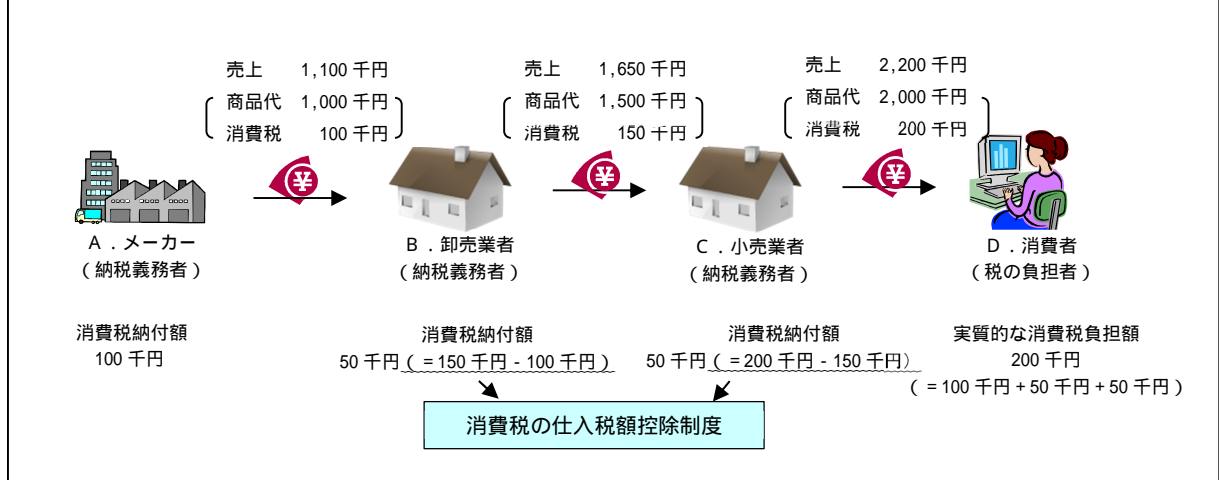
しかしながら、環境省担当者及び補助事業者の認識不足、補助事業の精算時期と確定申告の時期の相違等から、環境大臣への報告及び補助金に係る消費税仕入控除税額の返還がなされないケースが散見され、一層の改善が求められていることから、今般、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式が開始されたこと等も受けて、補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについての運用を次のとおり見直すこととした。

2. 消費税仕入税額控除制度について

消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき、国内における「消費」に担税力を求め、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、生産、流通、販売などの各段階において、他の事業者や消費者に財貨・サービスの販売、提供などを行う事業者（法人及び個人事業者）を納税義務者とし、その売上に対して課税され、最終的には消費者に転嫁される税金である。

消費税は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう、税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度（以下「仕入税額控除制度」という。）が設けられている。

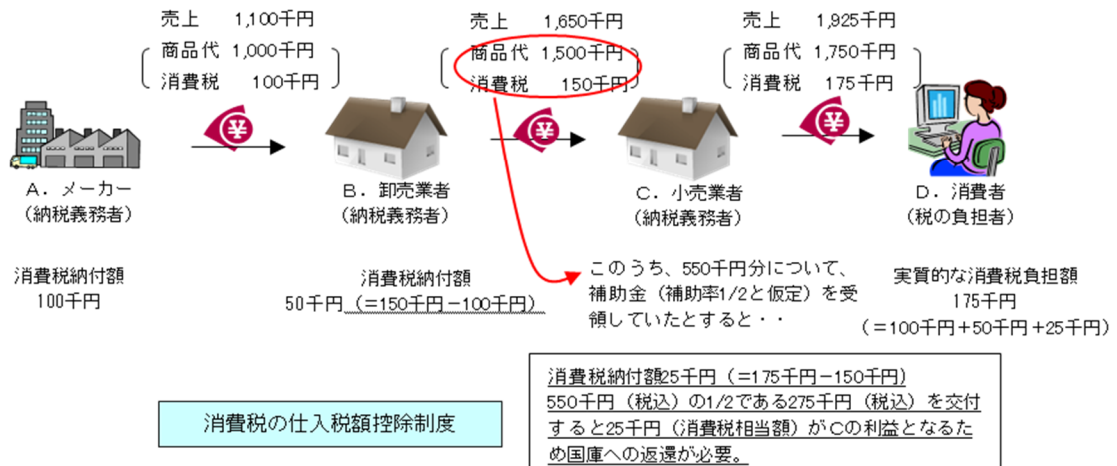
図1 消費税の課税・仕入税額控除のイメージ



各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中の課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）して計算することとなる。また、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上に係る消費税額を上回る場合には、控除不足額が還付される。

この際、補助金は課税売上でないため納税額の計算に算入されない一方、補助金の充当を受けた経費に係る消費税額（以下「補助金に係る消費税額」という。）についても、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができるため、補助金に係る消費税額が事業者に滞留することとなる。しかし、事業者に滞留する補助金に係る消費税額が、そのまま事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではないため、国庫への返還が必要となる。

図2 消費税の課税・仕入税額控除のイメージ（補助金の交付を受けていた場合）



3. 今後の運用

補助金の交付決定又は額の確定に当たっては、(1)の計算方法により補助対象経費から消費税等に相当する額（以下、「消費税等相当額」という。）を除外して補助金額を算定することとする。

ただし、(2)に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができる。なお、(2)に掲げる者のうち()及び()に該当する者については、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式が開始されたこと等を受けて、とりわけ令和5年度途中において課税事業者となる場合が想定されるため、取扱いに注意すること。

また、間接補助事業等の場合、本取扱いの趣旨を踏まえ、補助事業者に適切な対応を求めるものとする。

(1) 補助対象経費区分毎の計算方法

人件費（労務費）

補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

事業費等

- () 事業費等の大半は課税仕入れであることを踏まえ、経費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。
- () 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

一般管理費

- ()一定割合により算出する場合、及び で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。
- ()積上げにより積算する場合、()同様に一般管理費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(補助対象経費区分毎の計算例)

【控除前】

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金 (補助率 1/2)
労務費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,100,000	1,100,000	550,000
一般管理費	307,500	307,500	153,750
合計	2,407,500	2,407,500	1,203,750



【控除後】

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金 (補助率 1/2)
労務費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,000,000	1,000,000	500,000
一般管理費	300,000	300,000	150,000
合計	2,300,000	2,300,000	1,150,000

(2) 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる者

次に掲げる者については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念される。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認の上、補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定をおこなうことができることとする。

- () 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】

納税義務者でないこと

- () 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者
課税期間(個人事業者:暦年、法人:事業年度)の基準期間(個人事業主:

その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

【確認事項】

課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
課税事業者を選択していないこと¹

国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行う又は額の確定に当たって、課税事業者となった後に行った取引に係る消費税等相当額を除外して補助金額を算定すること

特定期間(個人事業者：前年1月1日～6月30日、法人：原則として直前期の上半期)における課税売上高が1,000万円を超えないこと²

- () 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

【確認事項】

課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること³

消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること

消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと

国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行う又は額の確定に当たって、課税事業者となった後に行った取引に係る消費税等相当額を除外して補助金額を算定すること

- () 消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表第3に掲げる法人(一般社団法人、一般財団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人及び宗教法人等を含む)に該当すること。

【確認事項】

¹ 課税事業者を選択する場合、「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出する必要があるため、当該届出書を提出していないことを確認する。

² 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があるため、当該届出が提出されていないことで確認が可能。

³ 課税期間の基準期間における消費税の確定申告書などで確認が可能。

補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出すること⁴
特定収入割合が5%以下になった場合、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行う又は額の確定に当たって、特定収入割合が5%以下となった後に行った取引に係る消費税等相当額を除外して補助金額を算定すること

- () 消費税法第60条第6項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること⁵

- () () から () 以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者

【確認事項】

補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行い、返還すること

4. 事業者への周知

以下の記載例を参考に、補助対象経費から消費税等相当額を除外する旨を公募要領等において明示する。

～公募要領への記載例～

・補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下「消費税」という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税の確定申告時に、仕入控除した消費税等相当額のうち補助金充当額について報告をさせ、返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等相当額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告は、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となり、失念等による報告もれが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費か

⁴ 補助事業終了後の消費税の確定申告書で確認が可能(特定収入割合等を算出した計算表が確定申告書に添付される)。

⁵ 交付申請書に歳入歳出予算見込書(抄本)等の添付をさせていれば当該科目から確認が可能。

ら除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

算出方法は、3.(1)に記載のとおり。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとしますが、及び に該当する者については、適格請求書等保存方式が開始されたこと等を受けて、補助事業の年度途中において課税事業者となる場合が想定されるため、取扱いに注意してください。

消費税法における納税義務者とならない補助事業者

免税事業者である補助事業者

消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
国又は地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

本記載は例示であるので、各部局において取扱いの趣旨を変更しない範囲で記載内容を変更することは差し支えない。

5. 本通知に係る運用

本通知における補助金の交付決定又は額の確定に係る運用は、令和6年2月1日より適用するものとする。